

能美市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年3月10日

能美市監査委員 齊藤敏明

能美市監査委員 東正幸

1、監査の実施日及び対象課

実施日 令和5年2月27日（月）

対象課 商工課（1事業）、観光交流課（1事業）
農林課（1事業）、まなび文化課（1事業）

2、監査の目的及び着眼点

市から団体へ交付されている補助金等が、補助目的に沿って正しく使われているか、また、補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか、あるいは、公益上の必要性は十分なのかを監査する。

監査資料に基づき、担当職員から執行状況の説明を聴取する他、当該施設等の現地調査が必要である場合は、各団体へ協力を求める。

3、監査の結果

財政援助団体等の監査を実施した結果、一部事業において、補助率や補助対象費目の規定が不明確であるものがあった。これらについては、補助金の内容を精査し、従来例にとられることなく、適法かつ適正な要綱を策定・改正することを求めた。また、口頭で指摘した事項については十分に検討し、市の施策に繋がる補助事業となるよう、さらに適正化に努められたい。

このほかの事項については、監査した限り、補助等の対象となった事業がその目的に沿って概ね適切に経営・運営されていると認めた。